参考様式第5－2号

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年10月30日 （第13回）
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	上三川町 093017
地域名 （地域内農業集落名）	多功・梁地区 （天神町、西町、城台、本町、下多功、多功下坪、上梁、下梁）

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	347.90 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	265.00 ha
② 田の面積	248.01 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	97.05 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	92.76 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	98.00 ha
（参考）区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	171.14 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	今後要調査 ha
（備考） ⑤対象区域内の土地を特定できていないため、引き受ける意向のある全ての農地面積を記載する。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2） 地域農業の現状及び課題

今後、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は約98haある一方で、区域内における65歳以上の農業者が担う農地面積は約171ha（全体の約5割）であり、高齢に伴う離農や経営規模縮小に起因した遊休農地の増加を避けるため、10年後までに新規就農者や法人化等による新たな担い手の確保が必要となっている。また収益力向上のために、担い手ごとに分散した農地を集約し、農作業の効率化が求められる。

（3） 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

需給動向に応じた計画的な水稲（主食用米、飼料用米）を中心に、二条大麦や飼料作物を栽培する土地利用型農業を行う。また畑地化により、施設園芸作物や露地野菜の作付け促進による生産拡大を図る。
農地の集積・集約及び大区画化を推進し、スマート農業や機械化の導入による、効率的で省力化の図れた営農環境を確保する。また、農作物のブランド化や観光農園の設置、多様な販路の確保による収益力の向上に努める。さらに若者や非農家が就農しやすい地域ぐるみの協力体制を構築する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

効率的な営農環境を確保するため、認定農業者や経営規模拡大意向のある農業者を中心に農地の集積・集約の取組を推進する。営農継続が困難となるような担い手の不測の事態にも対応するため、地域内での協議を実施し、農地の集積・集約や将来の担い手について、継続した話合いに努める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	43.3 %	将来の目標とする集積率	80 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
団地の集約及び団地面積の拡大を進める

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手への農地の利用集積を推進するため、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、関係各課、農業委員会、再生協議会、農業協同組合、農業公社、関係土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業を活用し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。
(3)基盤整備事業への取組
現在、本地区の田の圃場整備は概ね完了しているが、効率的な大型機械に対応できるよう、1ha区画程度の大区画化を推進するとともに、農道や用排水路の計画的な改修整備を推進する。畑については未整備地区が多くあり、今後、農地の集積や大型機械に対応できるよう生産基盤の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者や意欲のある担い手の育成や、集落営農の組織化・法人化を推進する。また農業委員会、農業協同組合等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業支援サービス事業者の掘り起こしや連携の可能性を検討する。
(6)遊休農地の解消に向けた取組
担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに農地中間管理機構と連携し、遊休農地解消対策事業等を活用し、遊休農地の発生防止・解消に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☑	④畑地化・輸出等	☑	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☑	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①獣害防止柵の設置、捕獲人材の確保、目撃情報・被害情報への対応体制の構築を進める。
②有機農業をはじめとする環境負荷低減の取組を推進する。
③ロボット技術、情報通信技術を用いたスマート農業により、農作業の省力化や農業の生産性の向上を図る。
④畑作物の連続した作付けが行われている水田を把握し、地域の状況に応じて畑地化を推進する。
⑤消費者ニーズを捉えた新品種の導入などによる出荷時期の拡大や、選果施設の整備、活用を促進する。
⑦担い手への農地集積・流動化の促進による農地の有効活用、あるいは農地の粗放的利用による保全を図る。
⑧地域現況に合わせた集出荷施設等の農業用施設の集約や、地産地消の促進を図るための拠点となる農産物直売施設の機能充実に努める。
⑨WCS用稲等飼料作物への転作を推進し、地域内流通飼料としての利用拡大を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者(氏名・名称)	現状			10年後(目標年度:令和　年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		

別紙1のとおり

			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	488 経営体		349.05 ha	0.00 ha		350.34 ha	0.00 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。